

環境基準の水域類型の見直し

くらし・環境部環境局生活環境課

環境基準について(河川)

◎環境基準:健康の保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準

分類	項目	特徴	評価の方法
健康項目	全シアン、水銀等の重金属、トリクロロエチレン、硝酸性窒素等 (28項目)	基準値は共通 (水域ごとの類型なし)	全シアンは、年間測定値の最高値、他の27項目は年間測定値の平均値の環境基準達成状況
生活環境項目	pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数 (5項目) (水生生物保全項目を除く)	基準値は水域の類型(AA、A、B、C、D、Eの6類型)ごとにある	BODは、年間の日平均値の75%値の環境基準の達成状況(BOD75%水質値)

BOD 75%水質値:値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目のデータ値 (データ数n)
(例) 1年 12回 測定 の場合、 $0.75 \times 12 = 9$ 番目

河川の類型別基準値(生活環境項目)

類型	利用目的の適応性	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN / 100 mL)
AA	水道1級 自然環境保全	6.5～8.5	1以下	25以下	7.5以上	50以下
A	水道2級 水産1級	6.5～8.5	2以下	25以下	7.5以上	1,000以下
B	水道3級 水産2級	6.5～8.5	3以下	25以下	5以上	5,000以下
C	水産3級 工業用水1級	6.5～8.5	5以下	50以下	5以上	—
D	工業用水2級 農業用水	6.0～8.5	8以下	100以下	2以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0～8.5	10以下	ごみ等の浮遊 が認められない	2以上	—

水域類型を指定している河川

- 上水道など明確な利用目的がある河川
- 流域の大規模な開発計画等、河川環境の大きな変化により汚濁の進行が予測される河川

県内河川数		水域類型 指定河川数
一級河川	268	15
二級河川	266	27

環境基準類型の指定状況（河川）

（単位：水域数）

類型	水域（例）	令和2年度
AA	狩野川上流 天竜川上流	11
A	富士川下流 菊川上流	22
B	菊川下流 太田川下流	13
C	巴川 馬込川	12
D	沼川下流 小石川	2
E	—	0
計		60

※河川によっては、上流、下流等水域ごと指定している場合があるので河川数と一致しない

「河川における環境基準の水域類型の見直しにかかる基本方針」の概要

- A又はB類型の水域で、水質常時監視結果が連続して5年以上、上位類型の環境基準（BOD75%値）を達成した水域を見直しの対象とする。
- 水質汚濁負荷量に大きく影響する将来計画がなければ、事前調査を行わず、過去の水質測定結果を活用し見直しを行う。
- 「pH」、「SS」、「DO」、「大腸菌群数」において不適合があっても、現在及び将来の利用目的等に支障がない限り積極的に見直しを進める

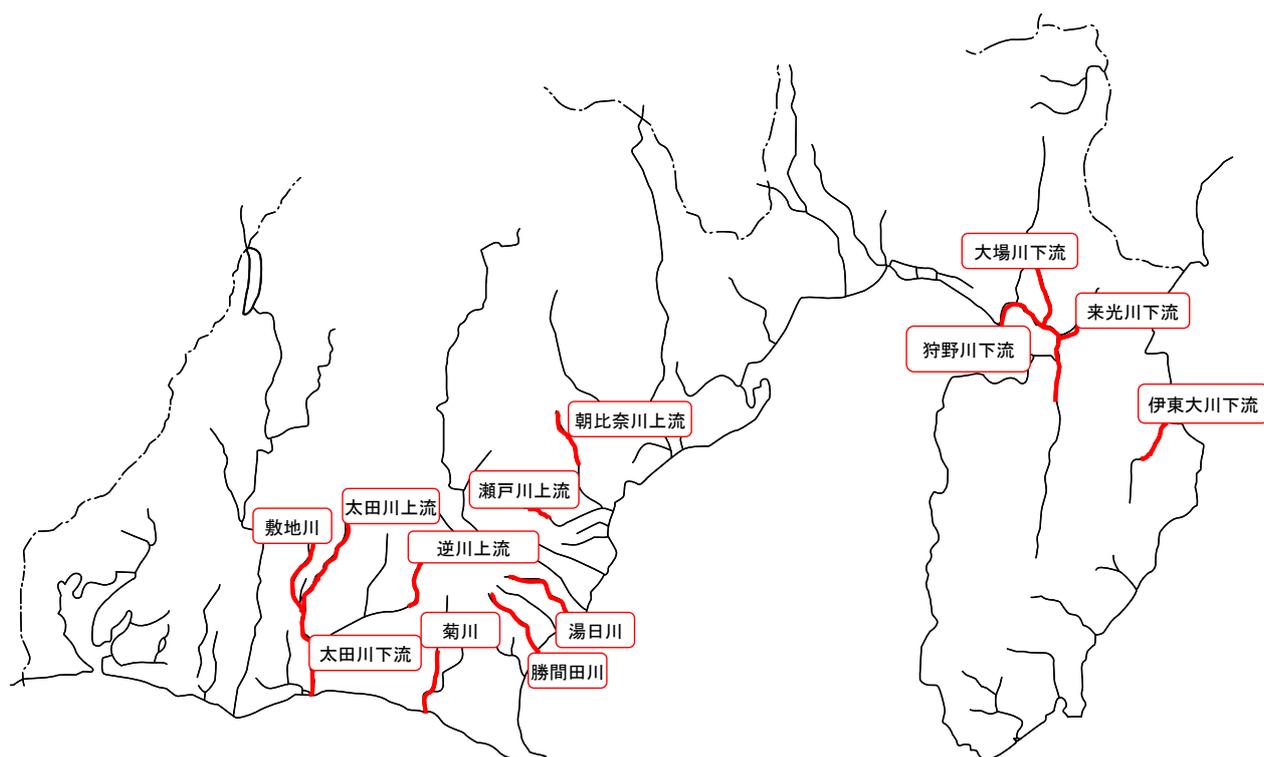
見直し実績

諮問年度	水域名	類型	告示
H19~20	狩野川下流	B→A	H21.4.1
	来光川下流	B→A	
	大井川中流	A→AA	
	大井川下流	B→A	
H28	狩野川中流	A→AA	H29.4.1
	興津川上流	A→AA	
	安倍川下流	A→AA	
	萩間川	B→A	

諮問事項①

上位類型の環境基準を継続して達成している13水域について上位類型への見直しを諮問する

環境基準の水域類型見直し13水域



見直し対象13水域のBOD測定値

水 域 名	環 境 基 準 点	現 類 型	BOD測定値 mg/L						変 更 案	変 更 後 基 準 値
			H27	H28	H29	H30	R 1	(参考) R2		
伊東大川下流	渚橋	B	1.2	1.2	1.3	1.3	1.0	0.8	A	2mg/L
狩野川下流	徳倉橋	A	0.9	1.0	0.7	0.7	<0.5	<0.5	AA	1mg/L
	黒瀬橋		0.8	0.8	0.6	0.5	0.5	0.5	AA	1mg/L
大場川下流	塚本橋	B	1.4	1.5	1.0	1.1	0.9	1.0	A	2mg/L
来光川下流	大土肥橋	A	0.7	1.0	0.8	0.7	0.5	<0.5	AA	1mg/L
瀬戸川上流	勝草橋	A	<0.5	0.6	0.7	0.7	0.5	0.5	AA	1mg/L
朝比奈川上流	新横内橋	A	<0.5	0.6	0.8	0.7	0.6	0.7	AA	1mg/L
菊川下流	国安橋	B	1.0	0.7	1.7	1.4	1.6	1.2	A	2mg/L
湯日川	岩留橋	B	1.1	1.3	1.1	1.3	1.3	0.9	A	2mg/L
勝間田川	港橋	B	1.1	1.3	1.7	1.4	1.1	1.4	A	2mg/L
太田川上流	二瀬(西)橋	A	0.8	0.9	1.0	0.9	0.7	1.0	AA	1mg/L
太田川下流	豊浜橋	B	1.1	1.1	1.1	1.0	1.2	1.5	A	2mg/L
敷地川	向笠二号橋	B	1.4	1.3	1.2	1.4	1.4	1.5	A	2mg/L
逆川上流	鞍下橋	A	1.0	0.9	0.9	0.8	0.5	0.7	AA	1mg/L

環境基準の水域類型見直し13水域①

水域	名称	範囲	類型	達成期間	設定期日	基準点	類型
伊豆	伊東大川下流	八代田橋～下流	河川B	直ちに達成	H12.4.1 見直し	渚橋	河川A
狩野川	狩野川下流	神島橋～下流	河川A	直ちに達成	H21.4.1 見直し	徳倉橋 黒瀬橋	河川AA
狩野川	大場川下流	出逢橋～下流	河川B	直ちに達成	H15.5.1	塚本橋	河川A
狩野川	来光川下流	大土肥橋～下流	河川A	直ちに達成	H 21.4.1 見直し	蛇ヶ橋	河川AA

環境基準の水域類型見直し13水域②

水域	名称	範囲	類型	達成期間	設定期日	基準点	類型
志太	瀬戸川上流	勝草川～上流	河川A	直ちに達成	S49.1.1	勝草橋	河川AA
志太	朝比奈川上流	新横内橋～上流	河川A	直ちに達成	S49.1.1	新横内橋	河川AA
榛南小笠	菊川下流	高田橋～下流	河川B	直ちに達成	H17.5.1 見直し	国安橋	河川A
榛南小笠	湯日川	湯日川本流	河川B	直ちに達成	H4.4.1	岩留橋	河川A
榛南小笠	勝間田川	勝間田川本流	河川B	直ちに達成	H6.4.1	港橋	河川A

環境基準の水域類型見直し13水域③

水域	名称	範囲	類型	達成期間	設定期日	基準点	類型
太田川	太田川上流	原谷川合流点～上流	河川A	直ちに達成	S49.1.1	二瀬(西)橋	河川AA
太田川	太田川下流	原谷川合流点～下流	河川B	直ちに達成	S49.1.1	豊浜橋	河川A
太田川	敷地川	敷地川本流	河川B	直ちに達成	H3.4.1	向笠2号橋	河川A
太田川	逆川上流	鞍下橋～上流	河川A	直ちに達成	H4.4.1	鞍下橋	河川AA

基本方針による水域類型見直しの課題

- 基本方針策定から10年以上が経過
- 常時監視の結果において、環境基準を達成していても、水域の他の地点において環境基準を達成していない場合がある
- 「pH」、「SS」、「DO」、「大腸菌群数」(その他項目)において、基準に不適合のため市町の同意が得られない場合がある
- C類型以下の見直しが進んでいない



基本方針の検証・見直しが必要ではないか

諮問事項②

「環境基準の水域類型の見直しに係る基本方針」による水域類型の見直しの今後のあり方について意見をうかがう

今後のスケジュール(案)

県環境審議会(第1回) 諮問	6月4日
水質部会(第1回) 審議	8月
水質部会(第2回) 審議	10月
県環境審議会(第3回) 答申	11月
河川管理者との協議	12月
水域類型の指定見直しについて県公報により告示	令和4年4月1日

参考資料



「河川における環境基準の水域類型の
見直しに係る基本方針」について

平成 19 年 11 月 27 日

静岡県県民部環境局生活環境室

1 経緯

本県では、河川における環境基準の水域類型の見直しを、平成6年度から平成18年度までに14水域について上位類型に再設定し、1水域を新規に設定した。その際、下位類型の水域の水質改善を優先する考え方から、C、D等の下位類型から順に取り組んできた。

このため、下位類型の水域の見直しは進んだが上位類型の水域の幾つかにおいては、更に上位の類型に係る基準値を連続して達成しながら、見直しが遅れていた。

また、これまでの水域の見直しにおいては、当該水域の汚濁負荷量の調査・解析及び将来の水質予測調査等の事前調査を詳細に実施し、翌年度これを基に審議会に諮っているため、多大な時間を要してきた。

こうしたことから、平成18年8月22日に県環境審議会に対し、上位類型の水域における水域類型の見直しを効率的に行うため、対象とする水域、事前調査の内容等について諮問を行った。

県環境審議会から水域類型の効率的な見直しについての検討を付託された水質部会では、4回の部会を開催し慎重な検討を重ねた。検討結果については、平成19年10月22日に開催された県環境審議会において報告され、内容について審議された結果、部会報告どおり承認され、平成19年10月29日、別添資料のとおり答申を得た。

2 県の方針について

県では、環境審議会の答申を受け、別紙のとおり「河川における環境基準の水域類型の見直しに係る基本方針」について定めた。今後はこれに基づき、水域類型の見直しを行う。

なお、見直しにあたっては、これまでどおり流域市町の意向を確認し同意を得るとともに、県環境審議会に諮るものとする。

河川における環境基準の水域類型の見直しに係る基本方針

1 全体方針

平成19年度以降、当面は、現状の類型がA及びB類型の水域の見直しを行うこととする。

また、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型設定作業を、今後、順次行う予定であるため、その際、対象となる河川については、同時に環境基準の達成状況等を確認し、必要に応じて見直しを検討する。

なお、市町、関係団体等から要望がある場合においては、C類型以下の水域についても別途見直しを検討する。

2 A及びB類型の水域の見直し

(1) 対象とする水域

水質の常時監視の結果において、連続して5年以上、一定の類型の環境基準（BOD75%水質値）を達成した場合には、当該類型の環境基準の水質を安定的に確保しているものと判断できることから、連続して5年以上、上位の類型の環境基準（BOD75%水質値）を達成した水域を見直しの対象とする。

(2) 事前調査の内容

水質の汚濁負荷量に大きく影響を与えるような将来計画がなければ、将来の水質は過去の水質測定結果により予測することができる。従って、汚濁負荷量の調査・解析及び将来の水質予測調査は行わず、過去の水質測定結果を活用し見直しを行う。

ア 常時監視の結果の活用

見直しの対象とする水域のデータは、基本的に常時監視結果を活用する。

イ 新たな開発計画への対応

水域の汚濁源としては、開発によって新たに発生する面源負荷や生活系及び工場・事業場等の産業系の排水等がある。

このため、将来計画の有無を確認し、汚濁負荷量に大きく影響を与えるような新たな計画がある場合には、汚濁負荷量の調査・解析及び将来の水質予測調査等を行う。

ウ BOD以外の項目の取扱い

河川においては、年間の日間平均値のBOD「75%水質値」が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、環境基準を達成していると判断するとされている。

したがって、「pH」、「SS」、「DO」、「大腸菌群数」（以下「その他4項目」という。）において不適合があっても、水域の現在及び将来の利用目的等に支障がない限り積極的に見直しを進める。

ただし、見直しに際し「その他4項目」が継続的に上位類型の基準に不適合となっている場合は、水質部会において過去の推移を確認し、悪化傾向にある場合は、原則として上位類型へのランクアップは行わない。

なお、今後、環境省から「その他4項目」の取扱いについて明確な指針が出された際には、これを踏まえて検討する。

3 C類型以下の水域の見直し

従前どおりの方法により見直しを行うこととし、当該水域の汚濁負荷量の調査・解析及び将来の水質予測調査等の事前調査を詳細に実施し、翌年度これを基に審議会に諮るものとする。